

令和6年度 福島県PTA安全互助会補償制度のご案内

(児童・生徒、PTA会員傷害・賠償補償制度)

(傷害保険普通保険約款＋学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下外のみ補償)・PTA団体傷害保険特約)
(賠償責任保険普通保険約款 PTA特別約款)

福島県PTA安全互助会は、昭和49年創設以来、児童・生徒の学校管理下外およびPTA会員のPTA活動中の補償関係について補償内容の充実を図ってきました。

本制度は、福島県PTA連合会を保険契約者とし、この保険制度に参加を希望するPTA組織の児童・生徒・PTA会員等を一括して保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。被保険者の範囲については、「児童・生徒・PTA会員傷害・賠償補償制度の概要」をご覧ください。

また、福島県では令和4年4月1日から「自転車損害賠償責任保険等」への加入が義務化されました。「児童・生徒の賠償事故の補償」は「自転車損害賠償責任保険等」に該当する補償です。

令和6年4月1日から、事故報告方法が変更になります。

現行 学校を通し、事故報告書を
保険会社へ提出する。



変更後 事故報告専用コール
センターへ電話する。

補償期間

令和6年4月1日～令和7年4月1日

福島県PTA連合会

このパンフレットのうち、保険に関する記載はその概要をご説明したものです。
保険の内容についての詳しいことは引受保険会社へお問い合わせください。

福島県PTA安全互助会

福島県福島市黒岩字田部屋53番5号
福島県青少年会館内
TEL 024-545-5982 FAX 024-545-5990
受付時間 9:00～16:00

[引受保険会社]

共栄火災海上保険株式会社

東北支店 福島支社
福島県福島市飯坂町平野字三枚長1番地1 (JA福島ビル)
TEL 024-554-3006 FAX 024-554-3025
受付時間 9:00～17:00

補償の事例

1. 児童・生徒のケガ

学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）
付帯普通傷害保険（学校契約団体傷害保険）

◎児童・生徒の学校の管理下外（家庭内、休日、スポーツ少年団活動、登下校時等）での急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（食中毒を含みます。）および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償します。



●自動車にはねられてケガをした。



●自転車で転倒してケガをした。



●野球でケガをした。



●スキーをしていて足をネンザした。



●自宅や外出先の建物内で火災によりケガをした。

※事故の日からその日を含めて7日目以降において入院保険金・通院保険金をお支払いする条件を満たしている場合に限り、入院保険金、手術保険金、通院保険金の支払対象となります。

2. P T A 会員のケガ

P T A 団体傷害保険特約付帯普通傷害保険（P T A 団体傷害保険）

◎P T A 会員（含む児童・生徒）が、P T A 主催・共催行事に参加しているときの急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（食中毒を含みます。）および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償します。



- ・P T A 奉仕作業中、鎌でケガをした。
- ・P T A 球技大会のため、P T A の計画による練習参加中にケガをした。
- ・P T A 行事参加の途中、ケガをした。
- ・P T A 行事参加の途中、熱中症になった。
- ・P T A 行事参加の途中、食中毒になった。

※入院・通院は1日目から保険金支払の対象になります。

（1. 児童・生徒のケガ 2. P T A 会員のケガ共に）

急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性＝身体の外部からの作用によるもの

（上記3項目に該当しない例）

日焼け、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

3. 児童・生徒の賠償事故の補償

賠償責任保険 P T A 特別約款（児童・生徒賠償責任補償条項）

◎日本国内において発生した日常生活における児童・生徒の行為によって生じた偶然な事故（ただし、学校管理下の事故で、学校側に管理責任がある場合は対象外）により、児童・生徒・親権者およびその他の法定の監督義務者が他人に法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。



●自転車で他人にケガをさせてしまった。



●ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。

- ・校庭に遊びに来て、誤って教室の窓ガラスを割った。
- ・公園でバットを振っていて近くにいた子にケガをさせた。（ただし、スポーツ中の事故については、事故の状況等によって対象外になることがあります。）
- ・自転車遊びをしていて転び、停車中の車にキズをつけた。
- ・学校の休み時間中に誤って教室のガラスを割ってしまった。（学校側の管理に問題がなかった場合）

令和3年10月12日「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が公布されました。その中で、未成年者が自転車を利用するときは保護者に自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられました。

（令和4年4月1日施行）

児童・生徒の賠償事故の補償は、福島県の自転車条例に対応された補償となっております。

4. P T A の賠償事故の補償

（P T A 主催・共催行事に限る）

賠償責任保険 P T A 特別約款（管理者賠償責任補償条項）

◎P T A 活動中に、偶然な事故により、他人の身体の障害、または財物の損壊についてP T A が法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

◎P T A 活動を行うために他人から借り受けた財物を使用・管理している間、P T A の構成員であるP T A 会員・児童・生徒が損壊・紛失したり盗取されたことによりP T A が法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。



- ・P T A 主催の水族館見学で、誤ってガラスケースを割ってしまった。
- ・P T A 行事に使用していた看板の固定が悪く、風で倒れ、そばにいた通行人がケガをした。
- ・P T A が借りたタコ焼き器を、取り扱いの不備で破損してしまった。

<保険金請求の手続きについて>

2024年4月1日より事故報告方法が変更になります。詳しくは福島県PTA連合会ホームページをご覧ください。

万一、事故が発生した際は、**すみやかに共栄火災**へご連絡ください。

事故発生 ⇒ 共栄火災事故報告専用 ⇒ 保険金請求書郵送 ⇒ 書類へ記入後、 ⇒ 保険会社で受付した書類の内容を確認し、
コールセンターへ連絡 ⇒ 保険会社へ返送 ⇒ 保険金をお支払いします。



【コース別会費（補償内容と補償保険料）】

I コース

被保険者	補償内容	学校管理下外 <学校契約団体傷害保険>	PTA行事活動中 <PTA団体傷害保険>
		保険金額	保険金額
児童・生徒	傷害	死亡	91万5千円
		後遺障害	3万6千6百円～91万5千円
		入院日額	※1 1,700円
		通院日額	※1 1,300円
	賠償責任	※2	1億円（自己負担0円）
PTA会員 <父母、 教職員等>	傷害	死亡	596万円
		後遺障害	23万8千4百円～596万円
		入院日額	4,000円
		通院日額	2,500円
PTA活動中の 賠償責任	身体	1名3,000万円1事故3億円（自己負担1千円）	
	財物	1事故500万円（自己負担1千円）	
	借用物	※3	期間中500万円（自己負担5千円）

会費【補償保険料込み】

PTA会員 1世帯	+児童・生徒1名	1,000円（912円）
	+児童・生徒2名	1,840円（1,668円）
	+児童・生徒3名	2,680円（2,424円）
	+児童・生徒4名	3,520円（3,180円）

会費内訳【PTA会員1世帯・ 児童・生徒1名あたり】

PTA会員1世帯	160円（156円）
児童・生徒1名	840円（756円）

II コース

被保険者	補償内容	学校管理下外 <学校契約団体傷害保険>	PTA行事活動中 <PTA団体傷害保険>
		保険金額	保険金額
児童・生徒	傷害	死亡	88万円
		後遺障害	3万5千2百円～88万円
		入院日額	※1 1,000円
		通院日額	※1 800円
	賠償責任	※2	1億円（自己負担0円）
PTA会員 <父母、 教職員等>	傷害	死亡	515万円
		後遺障害	20万6千円～515万円
		入院日額	3,000円
		通院日額	2,000円
PTA活動中の 賠償責任	身体	1名3,000万円1事故3億円（自己負担1千円）	
	財物	1事故500万円（自己負担1千円）	
	借用物	※3	期間中500万円（自己負担5千円）

会費【補償保険料込み】

PTA会員 1世帯	+児童・生徒1名	800円（724円）
	+児童・生徒2名	1,470円（1,321円）
	+児童・生徒3名	2,140円（1,918円）
	+児童・生徒4名	2,810円（2,515円）

会費内訳【PTA会員1世帯・ 児童・生徒1名あたり】

PTA会員1世帯	130円（127円）
児童・生徒1名	670円（597円）

III コース

被保険者	補償内容	学校管理下外 <学校契約団体傷害保険>	PTA行事活動中 <PTA団体傷害保険>
		保険金額	保険金額
児童・生徒	傷害	死亡	88万円
		後遺障害	3万5千2百円～88万円
		入院日額	※1 1,000円
		通院日額	※1 800円
	賠償責任	※2	100万円（自己負担0円）
PTA会員 <父母、 教職員等>	傷害	死亡	515万円
		後遺障害	20万6千円～515万円
		入院日額	3,000円
		通院日額	2,000円
PTA活動中の 賠償責任	身体	1名3,000万円1事故3億円（自己負担1千円）	
	財物	1事故500万円（自己負担1千円）	
	借用物	※3	期間中500万円（自己負担5千円）

会費【補償保険料込み】

PTA会員 1世帯	+児童・生徒1名	670円（617円）
	+児童・生徒2名	1,210円（1,107円）
	+児童・生徒3名	1,750円（1,597円）
	+児童・生徒4名	2,290円（2,087円）

会費内訳【PTA会員1世帯・ 児童・生徒1名あたり】

PTA会員1世帯	130円（127円）
児童・生徒1名	540円（490円）

- ※1 学校契約団体傷害保険では、事故の日から起算して7日目以降において、入院保険金・通院保険金をお支払いする条件を満たしている場合に限り、入院保険金、手術保険金、通院保険金の支払対象となります。
- ※2 児童・生徒の賠償責任については、日本国内において日常生活での児童・生徒の行為によって生じた偶然な事故により法律上の損害賠償を負った場合に補償します。
- ※3 P T A が使用・管理する他人から借用した財物に対する賠償責任の支払限度額については、1事故の支払限度額と保険期間中の支払限度額が常に一致しています。保険金のお支払いがあれば、その都度その額だけ支払限度額は減額します。なお、自己負担額は1事故あたりの金額となります。

- ※（ ）内は、補償保険料として保険会社に支払う金額で、差額は運営費となります。運営費は、本制度が健全に運営され、発展するために必要な諸経費（会議費、普及活動費、通信費等）です。また、上記補償保険料は1団体の平均児童生徒数が300名以下の場合に適用されます。300名超となった場合は補償保険料が変更となります。

児童・生徒、PTA会員傷害・賠償補償制度の概要

普通傷害保険の概要

傷害保険普通保険約款+学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）・熱中症補償特約（学校契約団体傷害保険特約用）・食中毒補償特約（学校契約団体傷害保険特約用）

傷害保険普通保険約款+PTA団体傷害保険特約・熱中症補償特約（PTA団体傷害保険特約用）・食中毒補償特約（PTA団体傷害保険特約用）

保険金をお支払いする主な場合

【学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下外のみ補償)付帯普通傷害保険】
被保険者（保険の補償を受けられる方）が、学校の管理下^{*1}外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合および偶然な外来の日射・熱射によって身体の障害を破った場合に保険金をお支払いします。ただし、入院保険金、手術保険金、通院保険金については、事故の日からその日を含めて7日目以降において、下記入院保険金または通院保険金をお支払いすることができる状態にある場合に限り、保険金支払の対象となり、入院・通院の初日からを対象としてお支払いします。

※1 「学校の管理下」とは次の場合をいい、この場合におけるケガは補償の対象とはなりません。

- ①学校の授業中（正規の教育活動のほか、特別活動を含みます。以下同様とします。）
- ②在校中（授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設（児童・生徒が居住している寄宿舎を除きます。以下、「学校施設」といいます。）内にいることをいいます。）ただし、学校施設内にいることについて、校長が一般的に承認している場合に限り、
- ③教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事への参加中（学校の教職員が引率するものに限り、）

【PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険】

被保険者（保険の補償を受けられる方）^{*2}が、PTAの管理下^{*3}においてPTA行事^{*4}に参加している間に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合および偶然な外来の日射・熱射によって身体の障害を破った場合に保険金をお支払いします。

※2 「被保険者」は、下記の者をいいます。

- ①PTA会員
- ②PTA会員の同居の親族（PTA会員と同居し、その学校に通学する児童・生徒を含みます。）
- ③PTA会員の代理としてPTA行事に参加する者。ただし、その行事への参加が事前にPTAより認められている場合に限り、

※3 「PTAの管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

※4 「PTA行事」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続を経て決定されたものをいいます。なお、PTA行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復を含みます。

被保険者の範囲（○印が被保険者の範囲に含まれる方です。）

	児童・生徒	PTA会員 ^(※1)	PTA会員の同居の親族	PTA会員の代理者
学校契約団体傷害保険	○	×	×	×
PTA団体傷害保険	○	○	○ ^(※2)	○ ^{(※2)(※3)}

(※1) PTAの会則による会員をいいます。

(※2) PTA会員とPTA会員以外の被保険者との続柄は事故発生時におけるものをいいます。

(※3) あらかじめその行事への参加がPTAに認められている場合に限り、

学校契約団体傷害保険とPTA団体傷害保険の補償範囲

詳細はそれぞれの特約の定めによりますが、児童・生徒の傷害事故の補償の範囲のイメージは下記のとおりです。

学校管理下外		学校管理下中	
(A)	PTA行事参加中 (B)	(C)	(D)

【それぞれの特約での補償の可否】

ケガをされた時	学校契約団体傷害保険	PTA団体傷害保険特約
(A)	補償対象	対象外
(B)	補償対象	補償対象
(C)	対象外	対象外 ^(※)
(D)	対象外	対象外

(※) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める災害補償給付が受けられる場合、傷害保険（PTA団体傷害保険特約付帯）からの保険金支払はありません。なお、同法の定める災害補償は、義務教育諸学校等の管理下の災害（負傷、疾病、障害、死亡）について給付を行うものです。

●児童・生徒・PTA会員傷害補償の「ケガ」とは…

ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。なお、この保険は、食中毒補償特約を付帯しているため、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒もケガに含まれます。

お支払いする保険金

【学校契約団体傷害保険・PTA団体傷害保険共通】

この保険でお支払いする保険金には次のものがあります。

- ①死亡保険金【事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。】
(注) すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。
- ②後遺障害保険金【事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。】
(注) 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
- ③入院保険金【事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院保険金日額×入院日数を180日限度としてお支払いします。】
(注1) 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。
(注2) 入院保険金が支払われる期間中に別の事故があっても入院保険金は重複してはお支払いできません。
- ④手術保険金【治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術^(※1)を受けた場合、入院中に受けた手術の場合、入院保険金日額×10倍、それ以外の手術の場合、入院保険金日額×5倍を手術保険金としてお支払いします。】
(注) 1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限り、
- ⑤通院保険金【事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合、通院保険金日額×通院日数を90日限度としてお支払いします。】なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
(注1) 通院保険金が支払われる期間中に別の事故があっても通院保険金は重複してはお支払いできません。
(注2) 通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において所定の部位^(※2)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等^(※3)を常時装着したとき^(※4)は、その日数について保険金をお支払いします。
(※1) 「公的医療保険制度（健康保険等）」に基づく「医科診療報酬点数表により、手術料が加算される手術」または「先進医療に該当する診療行為」を対象とします。ただし、お支払い対象外の手術があります。
(※2) 所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。
(※3) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。
(※4) ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位は、
●長管骨または脊柱
●長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限り、）
●肋骨（ろっこつ）・胸骨（ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限り、）

保険金をお支払いできない主な場合

主に下記のような事由によって生じたケガや身体の障害（PTA団体傷害保険のみ）（以降「ケガ等」といいます。）に対しては保険金をお支払いできません。

- ① 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうるべきケガ等（PTA団体傷害保険のみ）
※ただし、登下校中（自宅から学校・園の敷地の出入り口まで）は重複して支払い対象としています。
- ② ご加入者、被保険者（保険の補償を受けられる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ等
- ③ けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ等
- ④ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等をしての運転中に生じた事故によるケガ等
- ⑤ 脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ等
- ⑥ 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ等
- ⑦ 戦争、内乱、暴動などによるケガ等（テロを除く）
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ等
- ⑨ ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません）、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ等
- ⑩ 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ等
- ⑪ むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(※)のないもの
(※) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 など

児童・生徒、PTA会員傷害・賠償補償制度の概要

賠償責任保険の概要

賠償責任保険普通保険約款 + PTA特別約款

【管理者賠償責任補償条項 / 児童・生徒賠償責任補償条項】

保険金をお支払いする主な場合

- PTA活動の遂行に伴う賠償責任（管理者賠償責任補償条項）**
PTA管理下中にPTA活動に起因して、偶然な事故により他人の身体の障害、または財物の損壊が発生したために、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。
- PTAが他人から借り受けた財物に対する賠償責任（管理者賠償責任補償条項）**
PTA管理下中に、PTA活動を行うために他人から借り受けた財物（スポーツ用具・体育資材等）をPTAが使用、管理している間に、PTAの構成員であるPTA会員・児童・生徒が損壊、紛失しまたは盗取されたために、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。
- 児童・生徒の賠償責任（児童・生徒賠償責任補償条項）**
PTAの児童・生徒の行為に起因して、他人に与えた身体の障害または財物の損壊について、PTAの児童・生徒もしくはその親権者・その他の法定監督義務者（親権者および後見人）が法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。
 (※1) PTA管理下とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含まれません。
 (※2) PTAとは、父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、PTA会員の相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。
 (※3) PTA活動とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し、主催する学習活動および実践活動で、PTA総会、運営委員会などPTA会則（名称を問いません。）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

- ※2 ①の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※3 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

被保険者の範囲

- 管理者賠償責任補償条項：PTA
- 児童・生徒賠償責任補償条項：PTAの児童・生徒、PTAの児童・生徒の親権者およびその他の法定の監督義務者
 (注1) 児童・生徒賠償責任補償条項については、PTAの児童・生徒の行為に起因する事故についてのみ支払対象となります。
 (注2) 児童・生徒賠償責任補償条項の被保険者となりうる法定の監督義務者とは、親権者（民法820条）および後見人（民法857条）です。幼稚園長、小学校長等の代理監督者（民法714条第2項）は本条項の被保険者には含まれません。

保険金をお支払いできない主な場合

共通

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任
- ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④ 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
- ⑤ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- ⑥ サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任 など

PTA活動の遂行に伴う賠償責任（管理者賠償責任補償条項）

- ① 施設の改築、修理、取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ② 自動車、車両（原動力が専ら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ PTAの占有下でないものまたは飲食物に起因する賠償責任
- ④ PTA活動終了後にPTA活動以外の活動で起こった賠償責任 など

PTAが他人から借り受けた財物に対する賠償責任（管理者賠償責任補償条項）

- ① PTAの借用物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損、または借用物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された借用物の破損によって生じた賠償責任
- ② PTA活動終了後にPTA活動以外の活動で起こった賠償責任 など

児童・生徒賠償責任補償条項

- ① 被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 など

事故が発生した場合には

【普通傷害保険・賠償責任保険共通】
万一事故が発生したときは、すみやかに事故報告専用コールセンターへご連絡ください。

（賠償事故の場合）
● 示談に際し引受保険会社の承認が必要ですので必ず事前にご相談ください。

● 引受保険会社にご連絡がないまま示談交渉されますと、支払われた賠償金の全部または一部について保険金をお支払いできない場合があります。

● ご連絡いただく事項
①賠償事故が発生した日時・場所および状況
②被害者の住所・氏名および被害物件
③賠償事故の内容・原因等

<賠償責任保険金における被害者の先取特権>
賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

（傷害事故の場合）
● ケガをされた場合には医師の診断書をお取付けいただく場合があります。

お支払いする保険金

この保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

保険金の種類		支払方法
損害賠償金 費用 損害	①損害賠償金	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	②損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用
	③応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用
	④争訟費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	⑤保険会社への協力費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
	⑥示談交渉費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
	⑤保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用
	⑥示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

※1 ①の保険金には判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。

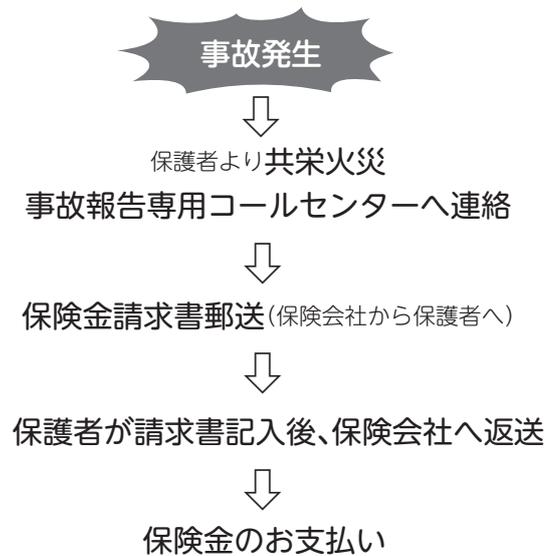
<補償の範囲>

ケガの補償	被保険者	補償項目	学校管理下外 (学校契約団体 傷害保険)	PTA 行事活動中 (PTA 団体 傷害保険)
	児童・生徒		死亡	○
		後遺障害	○	○
		入院保険金日額	○	○
		通院保険金日額	○	○
		熱中症補償特約	○	○
		食中毒補償特約	○	○
PTA 会員 <父 母 教職員等>	被保険者	補償項目	PTA 行事活動中 (PTA 団体傷害保険)	
		死亡	○	
	後遺障害	○		
	入院保険金日額	○		
	通院保険金日額	○		
	熱中症補償特約	○		
		食中毒補償特約		○
賠償事故の補償	児童・生徒の賠償事故の補償 (児童・生徒賠償責任補償条項)		○	
	PTA の賠償事故の補償 (管理者賠償責任補償条項)		○	

<保険金請求の手続きについて>

万一、事故が発生した際は、すみやかに共栄火災へご連絡ください。

事故発生後の流れ



保険金請求 Q&A

ケガの補償

- Q** 治療費が10万円かかった場合、保険金の支払額も10万円になるのでしょうか。
- A** 保険金の支払い額は、それぞれの学校が加入しているコースの入・通院保険金日額に、入・通院した日数を乗じた金額での支払いとなります。実際に支払った治療費がそのまま支払われる保険金の金額とはなりません。
- Q** P T A行事に参加中の児童・生徒の傷害に対する補償は、1日でも対象となりますか。
- A** たとえ1日でも補償となります。PTA団体傷害保険の日額の1日分が支払われます。なお、治療期間が7日以上の場合は、学校契約団体傷害保険とPTA団体傷害保険の両方から支払われます。
- Q** P T A会員の傷害補償の場合、授業参観に参加中の傷害事故について補償されますか。
- A** P T A会員の傷害補償はP T Aが主催・共催の行事に参加中の傷害事故を補償します。そのためP T Aが主催・共催でない単なる授業参観の場合は補償の対象となりません。
- P T A主催・共催の授業参観の例… P T A総会と授業参観を一緒に開催する場合や授業参観と教育講演会を組み合わせた行事など

賠償事故の補償

- Q** 3年前に購入したメガネを壊してしまったケースで、賠償責任保険の保険金支払いの対象と認められたときに、保険金の支払額はメガネの購入額になりますか。
- A** 保険金をお支払いする基準は、時価額(※)が限度となりますので、購入額全額をお支払いすることはできません。
- (※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。
- Q** バレーボールやソフトボールなどのスポーツ中や、鬼ごっこやハンカチ落としなどのゲーム中に、誤って他人のメガネを壊してしまった場合、賠償責任保険の保険金支払の対象となりますか。
- A** 一般的に、スポーツ中やゲーム中は、参加者同士が一定の危険を認識した上で参加していると考えられることから、法律上の賠償責任が発生しないとされており、賠償責任保険では対象となりません。ただし、参加者にルールを著しく逸脱した行為があった場合は、法律上の賠償責任が生じ、保険金の支払対象となる場合もあります。なお、状況によっては相手の児童・生徒にも事故の責任が認められることもあります。